

## 国民健康保険税の制度と 後期高齢者医療保険料率が変わります

### 国民健康保険税の制度改正

国民健康保険税(国保税)は、前年の所得をもとに計算する「所得割額」、固定資産を持つに人にかかる「資産割額」、国民健康保険に加入する人数に応じて計算する「均等割額」、加入世帯に対してかかる「平等割額」の4つの項目の合計額となります。

#### 課税限度額の変更

国保税の課税限度額は、これまで85万円(介護保険対象外の世帯は69万円)でしたが、平成28年度から89万円(介護保険対象外の世帯は73万円)に変更します。

#### 低所得者に係る保険料軽減の変更

平成28年度から世帯の軽減判定所得額が表1のとおり変更になり、国保税(均等割・平等割)の軽減対象範囲が広がります。

#### 納税通知書の送付

国保税の納税通知書は7月中旬に送付します。同封された納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納期ごとに納付してください。口座振替の利用者については納付書が同封されませんので、納税額と口座振替日を確認してください。

※納税組合の組合員については、加入している納税組合長へ送付しています。

※年金から引き落とし(特別徴収)の人については、8月上旬に送付します。



表1 国民健康保険税の軽減判定所得額

軽減割合	変更前(平成27年度)	変更後(平成28年度)
7割	世帯の所得が33万円を超えない世帯	
5割	世帯の所得が「33万円+(26万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯	世帯の所得が「33万円+(26万5千円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯
2割	世帯の所得が「33万円+(47万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯	世帯の所得が「33万円+(48万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯

※軽減判定所得額は、世帯主を含む被保険者全員の合計額です(世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも算入されます)。また、軽減の判定は、4月1日現在の世帯構成によって行われます。

※特定同一世帯所属者は、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した75歳以上の人です。

表2 後期高齢者医療保険料の軽減判定所得額

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額	
9割	33万円以下の世帯	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(年金以外の所得がない場合)
8.5割		上記以外の世帯
5割	「33万円+26万5千円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	
2割	「33万円+48万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	

後期高齢者医療保険料は、75歳(一定の障害があると認定されたときは65歳)以上の人が加入する高齢者の医療制度です。保険料は一人ひとりが、均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得をもとに計算する「所得割額」の合計額となります。

後期高齢者医療保険料率の改正  
後期高齢者医療広域連合により決定され、2年ごとに見直されます。

■平成28・29年度の保険料  
均等割額4万2480円+所得割額「(前年中の所得-33万円)×8.54%」になります。

#### 低所得者に係る保険料軽減の変更

平成28年度から世帯の軽減判定所得額が表2のとおり変更になり、保険料(均等割額軽減対象範囲)が広がりました。

#### 保険料決定通知書の送付

保険料の納入通知書は7月中旬に送付します。同封された納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納期ごとに納付してください。口座振替の利用者については、納付書が送付されませんので、保険料額と口座振替日を確認してください。

※年金からの引き落とし(特別徴収)の人については、8月上旬に送付します。

※後期高齢者医療保険料は、原則として年金から引き落としされますが、届け出により口座振替に変更することもできます。

## 賑わいある商店街づくりのために 中心商店街の店舗へ支援します

商工振興課商工振興係 ☎7091

市が指定する区域内で営業している店舗や、空き店舗を賃借して出店する人を支援するため、2つの補助金の申請を受け付けます。

### 商店街店舗リニューアル支援事業補助金

**対象となる店舗** 指定区域内で10年以上営業(小売業、飲食業、サービス業など)している店舗

**内容** 店舗内の改善やバリアフリー化、事業の拡大などに伴う改装費などに対する補助

**補助額** 店舗改装や備品購入費用の2分の1以内(限度額30万円)

**申請期間** 7月1日(金)～29日(金)

### 創業・開業支援空き店舗対策事業補助金

**対象となる店舗** 指定区域内の空き店舗を賃借して、これから営業(小売業、飲食業、サービス業など)を開始する店舗

**内容** 開店のための店舗改装

費に対する補助

**補助額** 補助対象経費の3分の2以内(限度額100万円)

**申請期間** 随時

#### 留意事項(共通)

**指定区域** 市内各地域内の市が指定した区域

※下記指定区域参照

**対象となる人** 市税などの滞納がなく、店舗所在地の商工団体から推薦を受けた人

**その他** 予算に達した時点で受け付けを終了します。改装工事や備品購入先は市内の業者とします。

#### 申請先

- 古川地域** 古川商工会議所 ☎0055
- 松山・三本木・鹿島台・田尻地域** 大崎商工会 ☎2272
- 岩出山・鳴子温泉地域** 玉造商工会 ☎0027

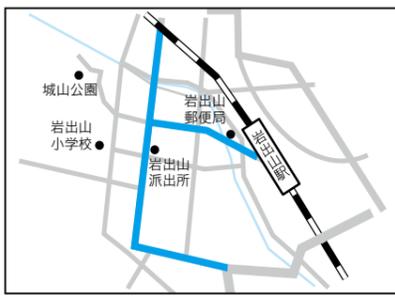
【指定区域図】 2つの事業補助金は、同じ指定区域となっています。事業補助金の対象となる指定区域は  で示しています。



【松山地域】千石の一部区域



【古川地域】七日町、三日町、十日町、台町、駅前大通などの一部区域



【岩出山地域】二ノ構、東川原、浦小路などの一部区域



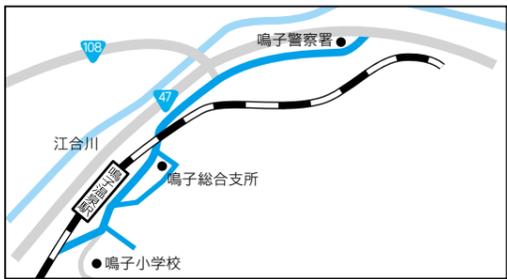
【鹿島台地域】平渡の一部区域



【三本木地域】三本木字善並田、北町、南町、鹿野沢などの一部区域



【田尻地域】沼部、田尻字町などの一部区域



【鳴子温泉地域】温泉、新原、鳴子屋敷、湯元など一部区域